

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画香椎照葉五丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	香椎照葉五丁目地区地区計画	
位 置	福岡市東区香椎照葉五丁目の一部	
面 積	約 8.7 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心から北東約9 km、東部地域の新たな拠点として整備が進められているアイランドシティまちづくりエリアの南西部に位置しており、アイランドシティ中央公園やセンター地区に隣接した緑と調和したまちづくりが進められている。また、当地区は新産業・研究開発ゾーンに位置し、健康・医療・福祉関連施設を中心とした開発が進められている。</p> <p>このため、当地区では、生涯を通じて誰もが健康で生きいきと暮らすことができる健康都市づくりの推進に寄与する施設・機能を誘導するとともに、道路や公園などの公共空間と調和した緑豊かなオープンスペースの確保やゆとりあるまちなみの形成を図り、良好な市街地環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>健康・医療・福祉関連施設を中心に、それぞれの機能が共存・融合した土地利用を誘導する。</p> <p>また、アイランドシティ中央公園などの周辺環境と調和した緑豊かで良好な市街地環境の形成及び保全を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>都市計画道路アイランド西1号線及び西2号線の交差点部において、人々が集い、憩える空間を創出するため、まちかど広場を適切に配置し、まちの賑わいやうるおいなどの演出に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>健康・医療・福祉施設が立地するのにふさわしい良好な就労・居住環境の形成及び保全を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>道路などの公共空間や隣地に対する圧迫感を軽減するとともに、アイランドシティ中央公園などの緑豊かな環境と調和したゆとりある良好なまちなみの形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限、建築物等の形態及び意匠の制限並びに垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>緑豊かで良好な市街地環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定め、敷地内の緑化を推進する。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>それぞれの敷地において、公共空間につながる歩行者空間やオープンスペースを確保するなど、敷地と公共空間の連続性や敷地相互の一体感の創出に努める。</p> <p>また、敷地内の緑化に努め、地区内外の緑の連続性に配慮する。</p>

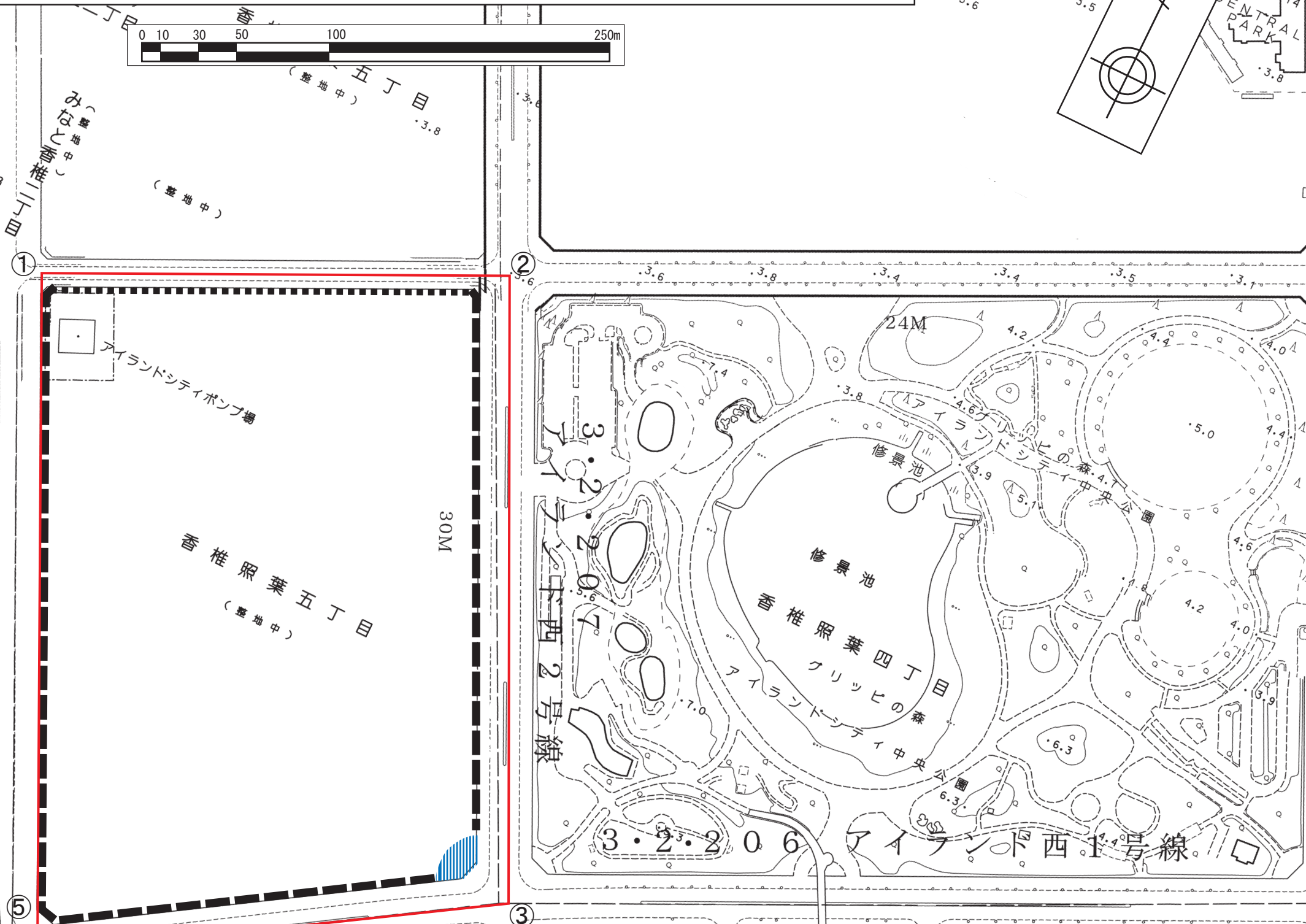
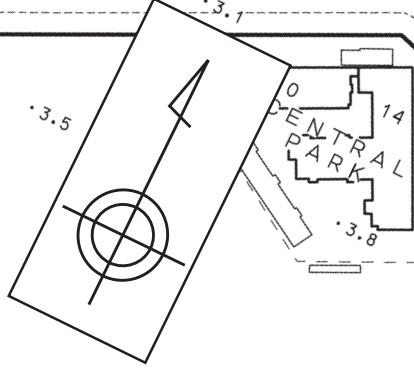
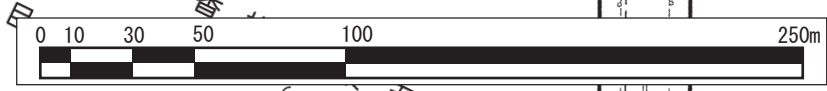
地区整備計画	面 積	約 8.7 ha			
	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名 称	面 積	摘 要
			まちかど広場	約100㎡	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2. カラオケボックスその他これに類するもの</p>		
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>500㎡</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>1. 公民館、集会所その他これらに類する建築物で、地区内住民の社会教育活動又は自治活動の用に供するために設けるもの</p> <p>2. 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p>		
壁面の位置の制限		<p>1. 計画図に示す位置において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度は、3 m又は2 mとする。</p>			
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>1. 計画図に示す位置において、壁面の位置の制限が定められた部分については、原則として緑化し、公園や水辺などの公共空間との緑の連続性に配慮する。</p> <p>2. 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱及び建築物に附属する建築設備（再生可能エネルギー機器）等の形態、意匠及び色彩は、周辺の環境に調和したものとする。</p> <p>3. 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、修景し、又は露出面積を少なくするなどし、都市景観に配慮するものとする。</p> <p>4. 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、景観を損なわないものとする。</p>			
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路及び公園などの公共空間に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣やフェンス又は鉄さく等透視可能なものにあわせて植栽を施したものとするなど、緑豊かなまちなみに配慮したものとする。</p> <p>ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分等については、この限りでない。</p>			
	緑化率の最低限度	10分の2			

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

当地区の良好な市街地環境の形成及び保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 香椎照葉五丁目地区地区計画 計画図 S=1:2,500



区分	説明
①-②	道路中心
②-③	道路中心
③-④	道路中心
④-⑤	見通し界 (⑤-①延長)
⑤-①	地番界

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	3m
	2m
	地区施設 まちかど広場 約100m ²